

快適トイレ設置工事実施要領 新旧対照表

新	旧
<p>第1条 (略)</p> <p>(対象工事)</p> <p>第2条 愛知県<u>建設局又は都市整備局</u>の発注工事で、<u>平成31年4月1日</u>以降に新規に契約する全ての工事を対象とする。ただし、誰もが働きやすい現場環境整備工事実施要領第2条の対象工事については除外する。</p> <p>第3条～第6条 (略)</p> <p>附 則 この要領は、平成30年4月1日から施行する。 <u>附 則</u> <u>この要領は、平成31年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(対象工事)</p> <p>第2条 愛知県<u>建設部（建築局を除く）</u>の発注工事で、<u>平成30年4月1日</u>以降に新規に契約する全ての工事を対象とする。ただし、誰もが働きやすい現場環境整備工事実施要領第2条の対象工事については除外する。</p> <p>第3条～第6条 (略)</p> <p>附 則 この要領は、平成30年4月1日から施行する。</p>